

災害に立ち向かう法教育

—クロスロードゲームを使った主権者教育—

青野 透（徳島文理大学総合政策学部・防災士）

第8回大会では、主権者教育出前講義における「他人任せにしないで自分の意見を持ち発表することの意味や、大勢（見知らぬ人も多い）が集まって議論し何かを決定することの難しさに気づいた」という高校生の声を紹介するとともに、身近なことから法について考えさせる重要性を指摘した。その後、現職公務員を含む大学院の授業で災害と法をテーマに取り上げたことから、避難所におけるルール作りを出前講義の意見交換の材料にすることを思いつき、3つの高校で（2年生全員270名90分授業、同280名100分、および全学年120名60分）実践した。

講義では、憲法の前文と人権条項を中心に高校までの学習による知識の確認をしたのち、「戦後約10年間に100を超える災害特例法が制定された」（津久井進『大災害と法』）ことを紹介した。特に災害救助法（1947年10月施行）は、前年の昭和南海地震（震源地四国・紀伊沖、M8.0）で大きな被害が出たことを契機に憲法施行後初の国会で成立したこと、災害対策基本法は伊勢湾台風（1959年、死者・行方不明者5千人以上）を教訓にして2年後に制定されたことを強調した。

続くグループワークでは、防災教育の定番、クロスロードゲームの問題を使った。内閣府防災情報のサイトでは、「阪神・淡路大震災で災害対応にあたった神戸市職員へのインタビューをもとに作成されたカードゲーム形式の防災教材」として「問題：あなたは食糧担当の職員。被災から数時間。避難所には3000人が避難しているとの確かな情報が得られた。確保できた食糧は2000食。以降の見通しは、今のところなし。まず2000食を配る？ YES or NO」を例に、「災害を自分の身に引き寄せて考えると同時に、他者のさまざまな考えを知ることができる」と推奨している。高校の出前講義では、この問題より「家族同然の飼い犬（ゴールデンリトリーバー）を避難所に連れていく？」という身近な問いのほうが、生徒たちを活発な意見交換へと導いた。

限られた時間で自分なりの理由を考え、悩んだ末にどちらかを選ぶ、その後、互いの選択理由を聞くことで、他者の多様な価値観・視点を知ることができる。そして、実際の場面では、それなりの結論を出して事を先に進めねばならない。決定方法は多数決となるが、少数派の意見を無視すれば新たなリスクを生むかもしれない。内閣府の上記サイトでも「行政の中には、公平性の面から1人に1個配れる数を確保するまで配布しないと決めた結果、食糧を腐らせたところも、老人と子どもにのみ先に配るという決断をした自治体もあった」と紹介している。出前講義では、徳島市の「避難所生活のルール」に、食料配布やペットに関する項目もあることを指摘した。

ゲームを通じ、災害という不測の事態に備えて、決定に必要な情報や前提条件について理解を深める普段の努力が一人一人に求められていることを、生徒たちは学んだことになる。

防災を素材にした主権者教育は、西日本豪雨災害についての記憶が残る高校生たちには、受け入れやすかったようである。住民主体で避難所の運営を行うには、主権者意識を持った人たち同士が、話し合いの中で説得や譲歩によって合意を形成することになる。「公平性」は、その基盤となる法的な価値の一つであることは言うまでもない。

これまで裁判員制度や十八歳選挙権という制度改革が、若者の法的素養を育成する法教育の契機となった。一方、平成30年は2月～9月にかけて、大雪、地震、台風、豪雨と全国各地で、災害救助法が適用される自然災害が続いた。そして、首都直下地震と南海トラフ地震が差し迫っている。自らの生命のため、共生のための防災を新たな課題として、法教育に取り組む必要がある。